

CITY OF YOKOHAMA

# 水質汚濁関係について

施設の設置・変更・廃止関係

横浜市みどり環境局 水・土壌環境課水質担当

2024年11月1日

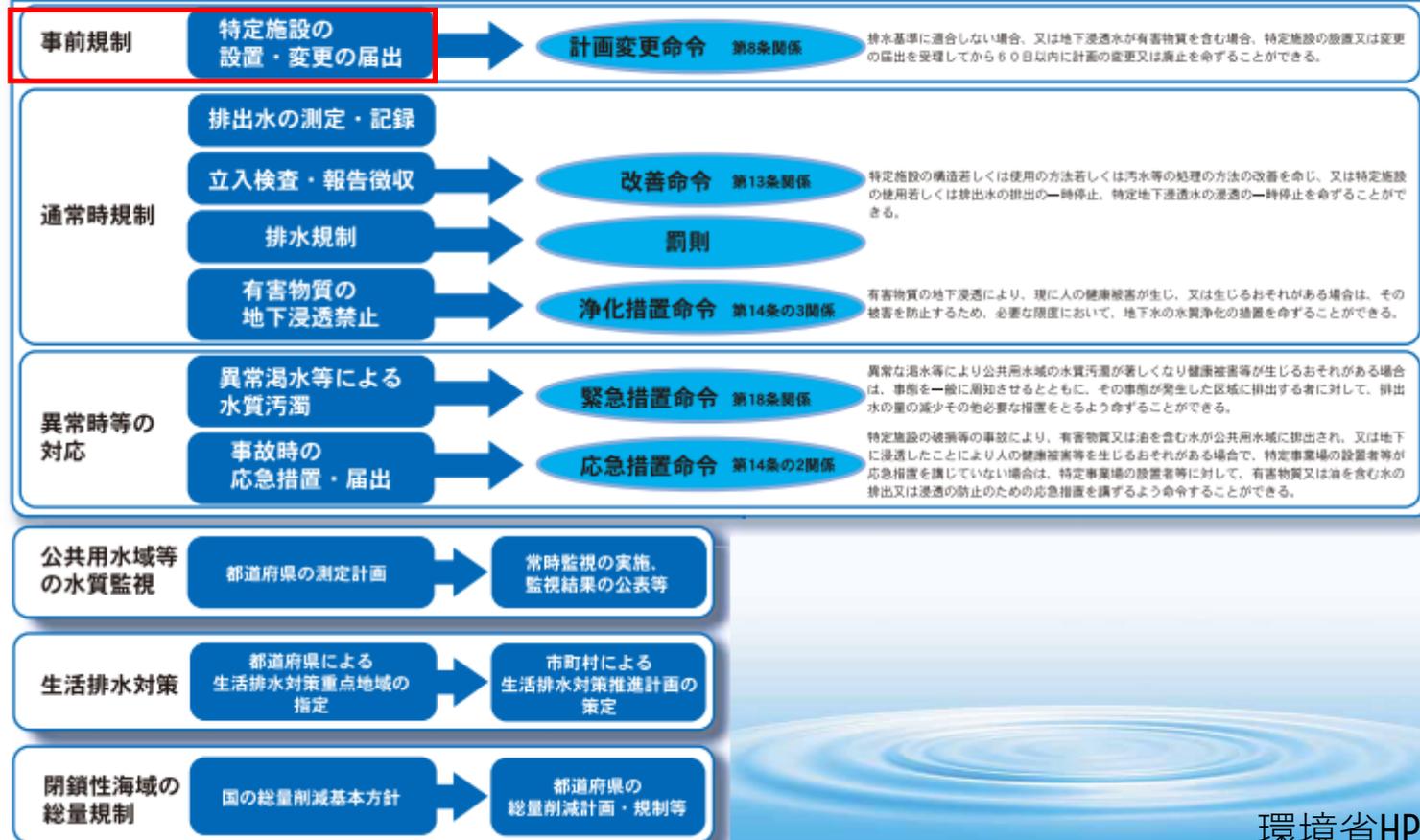
# 水質汚濁防止法

## （目的） 第一条

この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によつて、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、（以下略）。

# 水質汚濁防止法（体系）

## 工場・事業場への全国共通規制



## 届出対象の施設（特定施設等）

### 特定施設

#### 特定施設の例

- 電気めっき施設
- 酸又はアルカリによる表面処理施設
- 洗濯業の用に供する洗浄施設

### 有害物質 貯蔵指定施設

#### 有害物質貯蔵指定施設の例

- 有害物質を含む液体を貯蔵するタンク
- 産廃処理する廃液を貯蔵するタンク

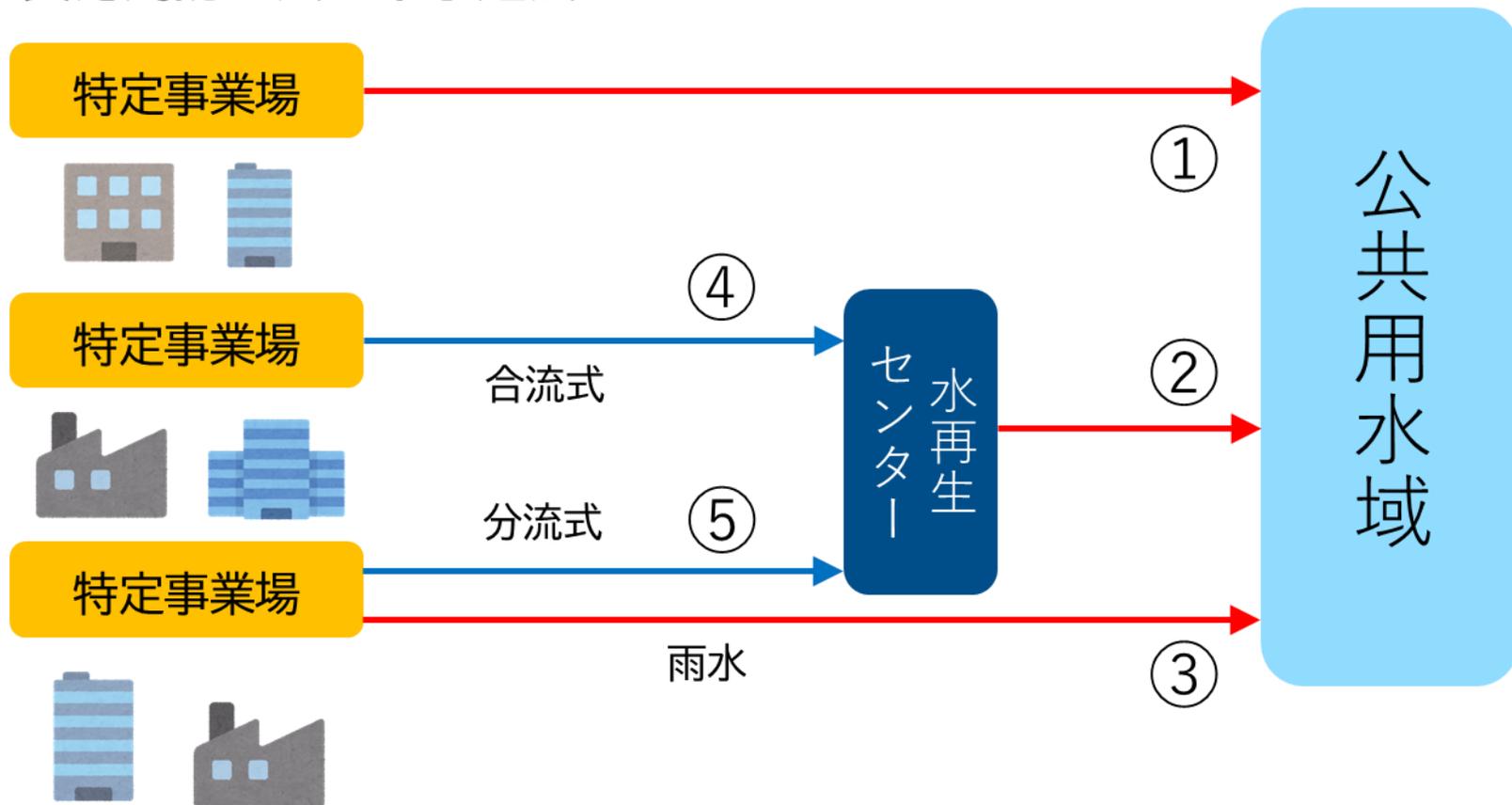
# 届出対象の施設

## 特定施設一覧（抜粋）（法第2条第2項、施行令別表第一）

1	<b>鉱業又は水洗炭業</b> の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 選鉱施設 (ロ) 選炭施設 (ハ) 坑水中和沈でん施設 (ニ) 掘削用の泥水分離施設
1の2	<b>畜産農業又はサービス業</b> の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 豚房施設（豚房の総面積が50㎡未満の事業場に係るものを除く。） (ロ) 牛房施設（牛房の総面積が200㎡未満の事業場に係るものを除く。） (ハ) 馬房施設（馬房の総面積が500㎡未満の事業場に係るものを除く。）
2	<b>畜産食料品製造業</b> の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設（洗びん施設を含む。） (ハ) 湯煮施設
3	<b>水産食料品製造業</b> の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水産動物原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 脱水施設 (ニ) ろ過施設 (ホ) 湯煮施設
4	<b>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業</b> の用に供する施設であって次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 圧搾施設 (ニ) 湯煮施設
5	<b>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業</b> の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 湯煮施設 (ニ) 濃縮施設 (ホ) 精製施設 (ヘ) ろ過施設
6	<b>小麦粉製造業</b> の用に供する洗浄施設
7	<b>砂糖製造業</b> の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設（流送施設を含む。） (ハ) ろ過施設 (ニ) 分離施設 (ホ) 精製施設
8	<b>パン若しくは菓子の製造業又は製あん業</b> の用に供する粗製あんの沈でんそう

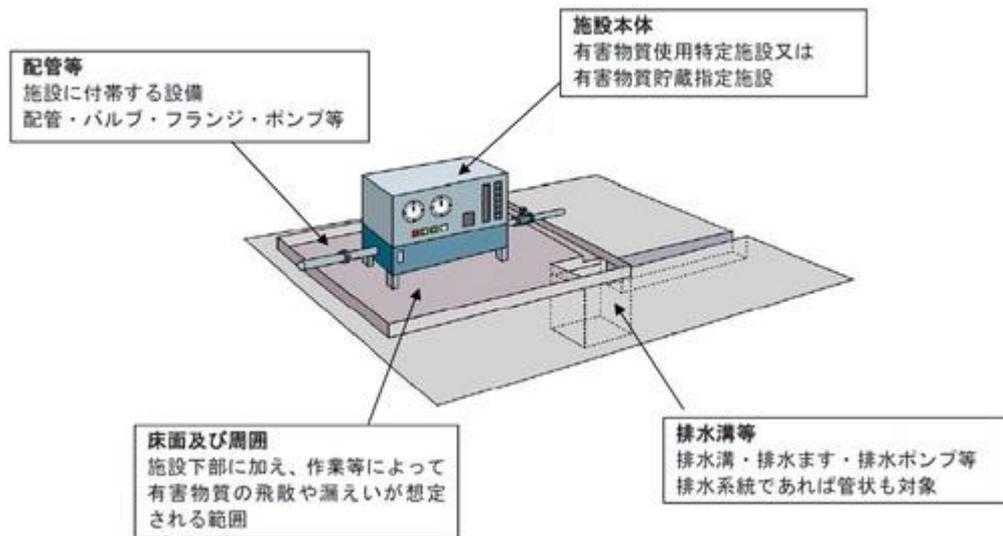
# 排水規制 ～水質汚濁防止法と下水道法～

水質汚濁防止法 → 下水道法 →



## 地下水汚染未然防止のための規制（構造基準）

有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を製造・使用・処理・貯蔵する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造・設備・使用方法に関する基準の遵守、定期点検及びその結果の記録・保存を義務付ける規定等が水質汚濁防止法に設けられました（平成24年6月1日施行）。



## 地下水汚染未然防止のための規制（有害物質一覧）

1 カドミウム及びその化合物	10 テトラクロロエチレン	20 シマジン
2 シアン化合物	11 ジクロロメタン	21 チオベンカルブ
3 有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及びEPNに限る)	12 四塩化炭素	22 ベンゼン
4 鉛及びその化合物	13 1,2-ジクロロエタン	23 セレン及びその化合物
5 六価クロム化合物	14 1,1-ジクロロエチレン	24 ほう素及びその化合物
6 砒素及びその化合物	15 1,2-ジクロロエチレン	25 ふっ素及びその化合物
7 水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	16 1,1,1-トリクロロエタン	26 アンモニア、アンモニウム 化合物、亜硝酸化合物、硝酸 化合物
	17 1,1,2-トリクロロエタン	
8 ポリ塩化ビフェニル（PCB）	18 1,3-ジクロロプロペン	27 塩化ビニルモノマー (クロロエチレン)
9 トリクロロエチレン	19 チウラム	28 1,4-ジオキサン

## 主な届出の種類（事前届出）

届出内容	届出要件	届出期限
設置届（第1項）	公共用水域に水を排出する工場又は事業場に特定施設を設置するとき	工事实施の60日前
設置届（第3項）	次のいずれかの場合 1. 合流区域に有害物質使用特定施設を設置するとき 2. 有害物質貯蔵指定施設を設置するとき	工事实施の60日前
変更届	特定施設等の構造、設備、使用の方法等を変更しようとするとき	工事实施の60日前
（使用等開始報告書）	設置届出や変更届出を提出し、特定施設等の使用等を開始したとき	特定施設等の使用等開始後、15日以内

## 主な届出の種類（事後届出）

届出内容	届出要件	届出期限
使用届	特定施設等が法律の改正等により追加された際、現にその施設を設置している場合	追加された後30日以内
使用廃止届	特定施設等の使用を廃止したとき	廃止後30日以内
氏名等変更届	次のいずれかに変更があった場合 1. 届出者の氏名、名称及び住所 2. 工場、事業場の名称、地番変更等による所在地	変更後30日以内
承継届	特定施設を譲り受け、若しくは借り受け、または相続若しくは合併があった時	承継後30日以内

# 届出様式

## 届出様式

表 届出様式

条文	届出内容	届出要件	様式	記載方法 記載例
第5条	設置届	第1項 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者が、特定施設を設置しようとするときは、工事実施の60日前までに届け出ます。	様式(ワード:70KB) 様式(PDF:313KB)	<p>まずご覧ください ↓ ↓ ↓ <a href="#">記載方法(PDF:4,463KB)</a></p> <p>【排出先・業種別 記載例】 ・記載例【公共用水域】(めっき業) <a href="#">(PDF:1,631KB)</a> ・記載例【分流】(ガソリンスタンド)</p>
		第3項 工場若しくは事業場において有害物質使用特定施設(公共用水域に水を排出する場合を除く)又は有害物質貯蔵指定施設を設置しようとするときは、工事実施の60日前までに届け出ます。		
第6条	使用届	特定施設(指定地域特定施設を含む)が追加された際、現にその施設を設置している場合は、追加された後30日以内に届け出ます。		
		第5条第1項に係る変更		

# 届出様式（記載方法の説明資料）

## 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書 記載方法

様式第1（第3条関係）（表面）

特定施設 ~~有害物質貯蔵指定施設~~ 設置 ~~（使用、変更）~~ 届出書

〇〇〇〇年〇月〇日

横浜市 届出者 ~~横浜市中央区本町〇-〇-〇 株式会社~~ ~~代表取締役 横浜 太郎~~

水質汚濁防止法第5条第1項 ~~（第3項又は第3条（第5条第3項又は第5項、第7条）の規定により、特定施設 ~~有害物質貯蔵指定施設~~）~~ について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	<del>株式会社</del> <del>横浜工場</del>	⑤	※整理番号
工場又は事業場の所在地	<del>横浜市中央区本町〇-〇</del>	⑥	※受理年月日 年 月 日
特定施設の種別	<del>第65、71の2</del>	⑦	※施設番号
有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	⑧	※審査結果
△特定施設の構造	別紙1のとおり。		※備 考
△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。		
△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
△排水水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
△排水水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
△排水水に係る雨水及び排水の系統	別紙6のとおり。		
有害物質使用特定施設の種別			
△有害物質使用特定施設の構造	別紙 のとおり。		
△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙 のとおり。		
△汚水等の処理の方法	別紙 のとおり。		
△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙 のとおり。		
△特定地下浸透水に係る雨水及び排水の系統	別紙 のとおり。		

①届ける施設及び理由以外に二重取り消し線を引きます。

有害物質貯蔵指定施設の変更届の例：

~~特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書~~

②届出の提出日を記入します。（西暦でも和暦でも構いません。）

（設置届・変更届にあつては、第9条の規定により届出提出から60日間は工事の着手ができません。そのため、工事着手予定年月日から60日前までに提出してください。）

③届出者に法人の住所・名称・代表者の役職及び氏名を記入します。

（法人の場合、原則代表者となります。）

④届出の条項及び施設以外に二重取り消し線を引きます。

第5条第3項の例：

法第5条第1項、第2項又は第3項（第6条、第7条）の

第7条の例：法第5条（第6条第1項又は第2項、第7条）の

⑤事業場の名称を記入します。

⑥事業場の所在地を記入します。

**△**届出の規定が第5条第3項の設置届又は第5条第3項関係の第7条の変更届の場合は、次の⑦、⑧は記入せず、第5条第2項関係のように第5条第1項関係に斜線を引き、次のページに進んでください。

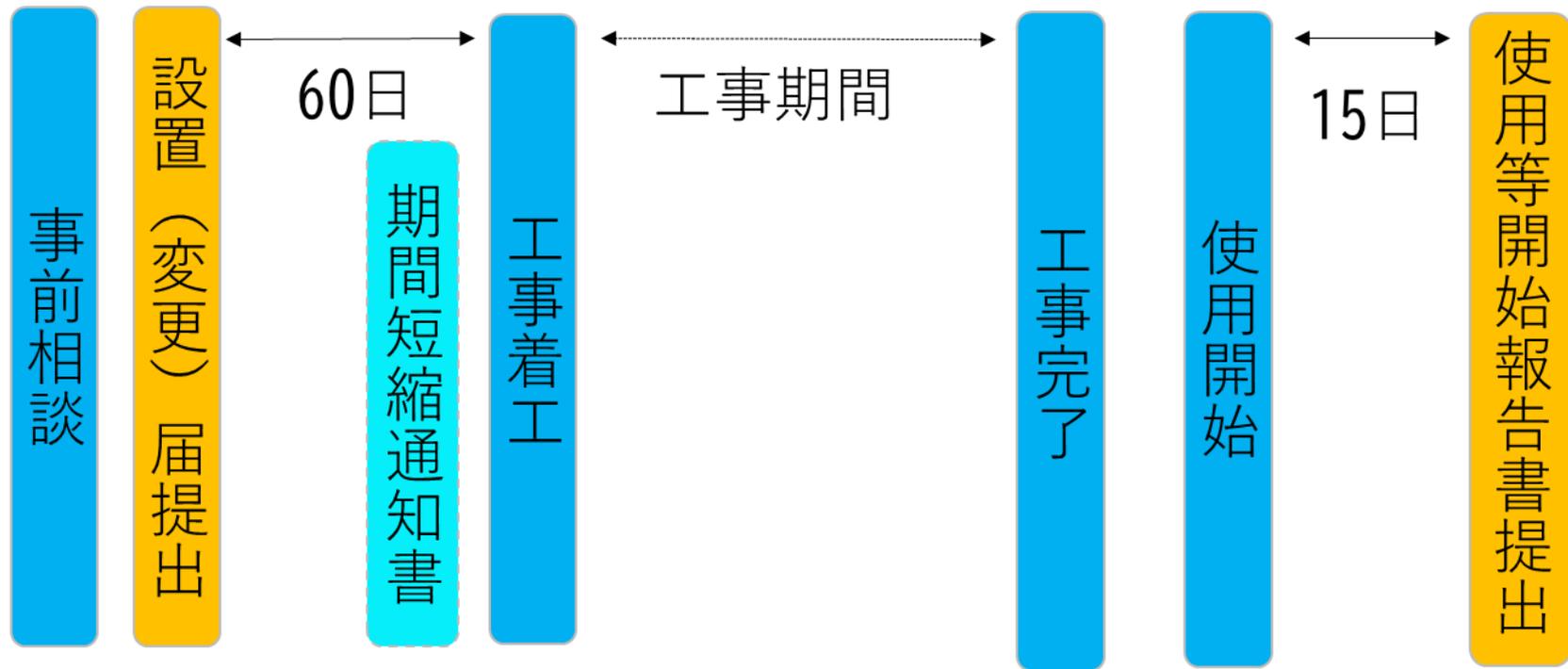
⑦届出対象の特定施設の種別を記入します。

（水質汚濁防止法施行令別表第1の特定施設番号又は指定地域特定施設を記入してください。）

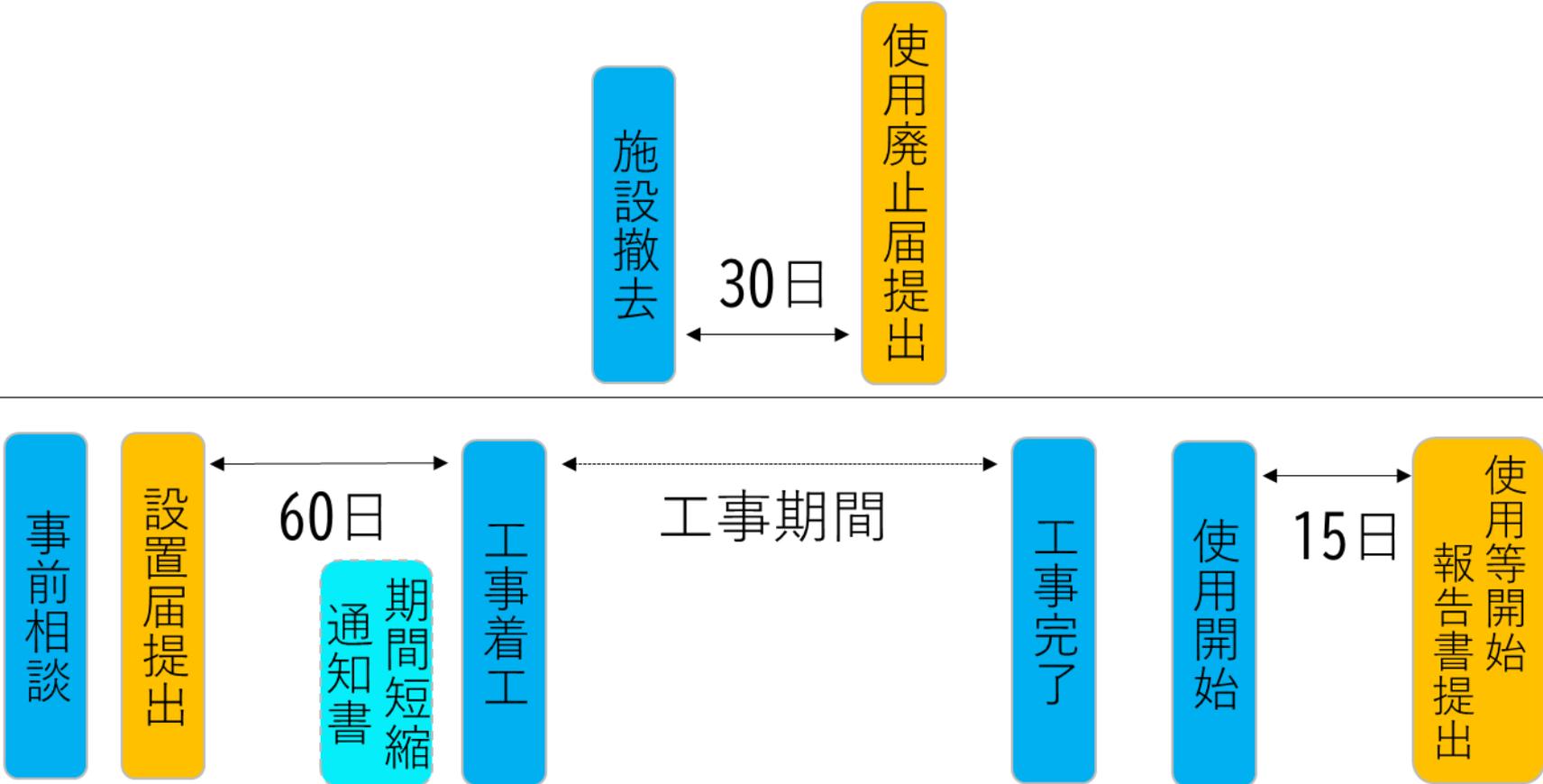
なお、第7条の変更届において、対象となる特定施設がない場合は、事業場のすべての特定施設の種別を記入してください。

⑧届出対象の特定施設が有害物質使用特定施設であれば、有に、そうで無ければ、無にを入れます。

# 特定施設を設置（変更）する場合の届出のイメージ



# 特定施設を更新する場合の届出のイメージ



## 未届等に係る罰則

届出内容	罰則対象者	罰則
設置届 変更届	届出をせず、又は虚偽の届出をした者 ※両罰規定	三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金 (法第三十二条)
使用届	届出をせず、又は虚偽の届出をした者 ※両罰規定	三十万円以下の罰金 (法第三十三条)
廃止届 氏名等変更届 承継届	届出をせず、又は虚偽の届出をした者	十万円以下の過料 (法第三十五条)

※両罰規定：行為者のほか、その法人又は人に対しても刑罰を科すること

御清聴ありがとうございました。

横浜市 みどり環境局 水・土壌環境課 水質担当

住所：横浜市中区本町6-50-10（市庁舎27階）

電話番号：045-671-2489

E-mail：mk-mizu@city.yokohama.lg.jp

ウェブページアドレス：  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/suishitsu/>